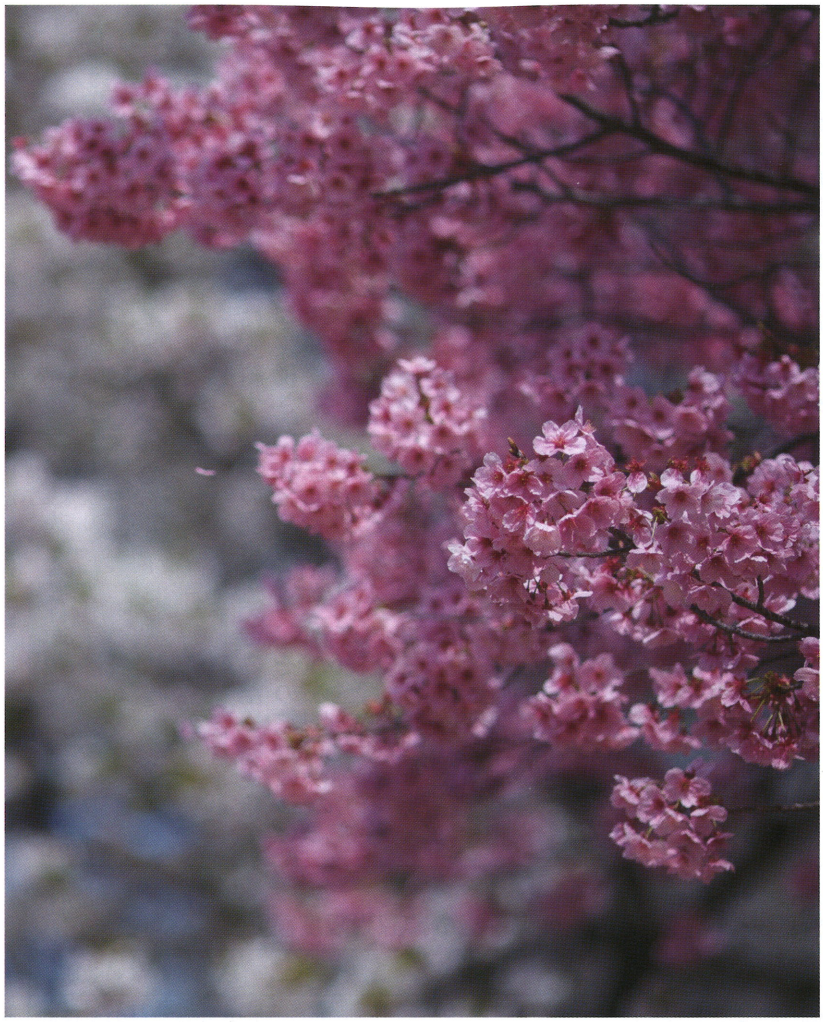

さくら

FP NEWS

TAX & ASSET MANAGEMENT

zaicom.

（編集発行人）

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 吉田 聡

〒102-0093
東京都千代田区平河町1-7-22
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

4月 (卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

ワンポイント 消費税の総額表示が必要に

商品の値札やチラシ等において、消費税相当額を含む支払総額を一目で分かるようにする「総額表示」が4月から必要となりました。ただし、適切に表示された税込価格と合わせて税抜価格を併記することは認められます。なお、事業者間取引の価格表記や見積書等は原則、総額表示の対象外とされています。

4月の税務と労務

- 国　税／3月分源泉所得税の納付　4月12日
- 国　税／2月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　4月30日
- 国　税／8月決算法人の中間申告　4月30日
- 国　税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）　4月30日
- 地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出　4月15日
- 地方税／固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付　市町村の条例で定める日（原則4月中）
- 地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧　4月1日～4月20日　または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税／軽自動車税の納付　市町村の条例で定める日（原則4月中）
- 労　務／労働者死傷病報告（休業4日未満:1月～3月分）　4月30日

非課税とされる給与

会社が役員や従業員に支給する金品は原則として給与課税されますが、例外として、非課税とされるものがありますので、以下、整理してみます。

1　通勤手当

役員や従業員に通常の給与に加算して支給する通勤手当や通勤定期券などは、一定の限度額まで非課税とされ（下表参照）、超える部分は給与として課税されます。

非課税となる限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。

2　旅費

勤務する場所を離れて職務を行うための旅行等で、その旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるために支給する金品のうち、その旅行について通常必要と認められるものについては、非課税とされています。

具体的には、①その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか②その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうかで判断することになります。

3　宿直・日直料

正規の勤務時間外において宿直や日直について支給する金額については、給与等として課税されます。

ただし、次に該当するなどの宿直料又は日直料を除き、その支給の基因となった勤務一回につき支給される金額（宿直等の勤務をすることにより支給される食事の価額を除きます。）のうち四、〇〇〇円（宿直等の勤務をすることにより支給する食事がある場合には、四、〇〇〇円からその食事の価額を控除した残額）までの部分は課税されません。

・宿直又は日直のために雇用された者への支給

・宿直又は日直の勤務をその者の通常の勤務時間内の勤務として行った者に支給される宿直料又は日直料

・通常の給与等の額に比例した金額により支給される宿直料又は日直料

4　在宅勤務手当

在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額

（表）通勤手当の非課税限度額

区　分		課税されない金額
①交通機関又は有料道路を利用している場合に支給する通勤手当		1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度額150,000円）
②自転車・自動車等の交通用具を使用している場合に支給する通勤手当（通勤距離（片道））	2km未満	（全額課税）
	2km以上10km未満	4,200円
	10km以上15km未満	7,10円
	15km以上25km未満	12,900円
	25km以上35km未満	18,700円
	35km以上45km未満	24,400円
	45km以上55km未満	28,000円
	55km以上	31,600円
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度額150,000円）
④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1カ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度額150,000円）

を精算する方法で、従業員に対して支給する一定の金銭については課税されません。

なお、企業が従業員に在宅勤務手当（従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの（例えば、会社が従業員に毎月五、〇〇〇円を渡切りで支給するもの））を支給した場合は、給与として課税する必要があります。

5　祝金等

結婚、出産等の祝金品は、その金額が支給を受ける役員又は従業員の地位などに照らして、社会通念上相当と認められるものであれば課税されません。

6　見舞金

葬祭料、香典、災害等の見舞金は、金額が支給を受ける役員又は従業員の地位などに照らし、社会通念上相当と認められるものであれば課税されません。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連して従業員等へ支給する見舞金についても、前記と同様の取扱いとなりますが、ここでの社会通念上相当とは、①その見舞金の支給額が、使用人等ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額となっており、そのことが慶弔規程等において明らかにされているかどうか、②その見舞金の支給額が、慶弔規程等や過去の取扱いに照らして相当と認められるものであるかどうかを勘案して判断することになります。

7　死亡退職者の給与等

死亡した者に係る給与や退職金で、その死亡後に支給期の到来するもののうち、相続税法の規定により相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものについては、所得税は課税されません。

8　技術や知識の習得費用

技術や知識の習得費用は、次のいずれかの要件を満たしており、その費用が適正な金額であれば、課税されません。

(1)　会社などの仕事に直接必要な技術や知識を役員や従業員に習得させるための費用であること

(2)　会社などの仕事に直接必要な免許や資格を役員や従業員に取得させるための研修会や講習会などの出席費用であること

(3)　会社などの仕事に直接必要な分野の講義を役員や従業員に大学などで受けさせるための費用であること

9　海外渡航費

役員又は従業員に対して海外渡航のために支給する旅費等は、非課税とされます。ただし、その海外渡航中に観光が含まれる場合には、観光に係る費用の部分を按分して非課税対象から外すことになります。

10　社宅や寮費

従業員に社宅や寮などを貸与する場合には、一カ月当たり一定額の家賃（賃貸料相当額）以上を受け取っていれば、課税されません。

賃貸料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額をいいます。

(1)　（その年度の建物の固定資産税の課税標準額）×〇・二％

(2)　一二円×（その建物の総床面積（平方メートル）／三・三（平方メートル））

(3)　（その年度の敷地の固定資産税の課税標準額）×〇・二二％

したがって、従業員に無償で貸与した場合には、前記賃貸料相当額が給与として課税されることになります。

また、従業員から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合は、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額が給与として課税されます。ただし、受け取っている家賃が賃貸料相当額の五〇％以上であれば、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額は、課税されません。

法人が建物を賃借するための権利金等

法人が建物を賃借するために支払った権利金、立退料などの費用で支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものは、繰延資産となります。

ただし、建物の賃借に際して不動産業者などに支払った仲介手数料については、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

繰延資産となる権利金等の償却期間（1年未満端数切捨）は次のとおりです。

(1) 建物の新築に際して支払った権利金等で、その金額が建物の賃借部分の建設費の大部分に相当し、かつ、その建物が存続する期間中は賃借できる状況にあると認められる場合…その建物の耐用年数の10分の7に相当する年数

(2) 建物の賃借に際して支払った(1)以外の権利金等で、契約や慣習などによって明渡しに際して借家権として転売できることになっている場合…その建物の賃借後の見積残存耐用年数の10分の7に相当する年数

(3) (1)及び(2)以外の権利金等の場合…5年

ただし、契約による賃借期間が5年未満の場合で、契約の更新に際して再び権利金等の支払を要することが明らかであるときは、その賃借期間となります。

償却限度額は、繰延資産の額を償却期間の月数で割ったものに、その事業年度の月数を掛けて計算した金額となりますが、事業年度の中途での支出の場合は、「その事業年度の月数」は支出の日から事業年度末までの月数となります。この場合、月数は暦に従って計算し、1カ月に満たない端数はこれを1カ月とします。

なお、繰延資産の償却費を損金算入する場合には、確定申告書に繰延資産の償却額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

マイナポイントの課税関係

マイナポイントは、マイナンバーカードを取得し、IDを設定した個人がキャッシュレス決済サービスにおいてチャージなどを行った際に付与されるものです（上限五千円分）。

個人が、商品を購入する際に決済代金に応じて付与されるポイントで、「通常の商取引における値引き」と同様の行為が行われたものと考えられる場合には、所得税の課税対象とはなりませんが、マイナポイントは、この「通常の商取引における値引き」とは認められず、その経済的利益は一時所得として所得税の課税対象となります。

一時所得では、特別控除額五〇万円を控除しますが、その年にマイナポイント以外の一時所得がある場合には、確定申告が必要になる場合があります。

英語版法人番号公表サイト

経済取引が国際化している中で、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、13桁の認識番号である法人番号の活用場面が広がるよう、公表を希望する法人からの申し込みに基づき、国税庁法人番号公表サイトの英語版Webページにおいて、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の英語表記の公表が行われています。

英語表記の公表には、①英語で世界に情報発信できる、②海外の取引先から法人番号の照会を受けた場合に速やかに対応できる、③税関に対し容易に法人番号を示すことができるなどのメリットがあります。

また、国税庁は発番機関として国連及び国際標準化機構（ISO）に登録し、「発番機関コード」を取得しており、法人番号と組み合わせることにより、電子商取引等において、国内のみならず国際的にも、法人番号を共通の企業コードとして利用できます。

派遣元の責務の強化

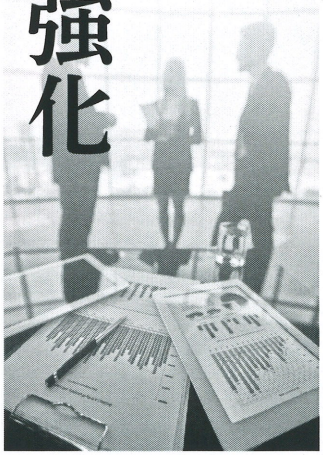

派遣労働者のキャリアアップ措置や雇用安定措置等に対する派遣元の責務を強化する改正が、今年一月一日と四月一日に分けて行われています。

詳細を見ていきます（【　】は関係法令等）。

一　改正の背景

労働者派遣制度は、平成二十七年に派遣労働者のキャリアアップと雇用の安定を図るための改正が行われました。

その後も、厚生労働省において改正法の施行状況の調査や関係者へのヒアリングを行うなど、制度の在り方についての検討が行われた結果、「全体としては、概ね制度の定着が図られていると評価できたが、派遣労働者に対する制度の周知や更なるキャリアアップの推進が必要であるとともに、法令を遵守している派遣元事業主等がある一方で、一部には不適切な事案が見られる」など改善を図るべき点も明らかになりました（厚生労働省「労働者派遣制度に関する議論の中間整理」より）。

こうした現状を踏まえ、必要な制度及び運用の改善等を行うため、今回の改正が行われることとなりました。

二　改正概要・留意点

㈠　派遣労働者の雇入れ時に説明する事項の追加

派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対して、次の事項を説明する必要がありますが、今回、④が改正により追加されました。【派遣法施行規則第二五条の一四】

① 労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込み、健康保険・厚生年金保険の被保険者の資格の取得、雇用保険の被保険者となることに関する事項その他の当該労働者の待遇に関する事項

② 事業運営に関する事項

③ 労働者派遣に関する制度の概要

④ キャリアアップ措置

派遣元事業主は、雇入れ時に、教育訓練（訓練内容や受講方法）及びキャリアコンサルティングの相談窓口（相談先や利用手法）について説明することとされました。

説明に際しては、派遣労働者のキャリア形成支援につながるように、例えば、キャリアパスに応じた教育訓練の体系（受講のモデルケース）や、キャリアコンサルティングの相談例も示し、派遣労働者にわかりやすく説明することが望ましいとされています。【労働者派遣事業関係業務取扱要領（以下「取扱要領」）】

㈡　雇用安定措置に関する派遣労働者の希望の聴取

派遣元事業主は、特定有期雇用派遣労働者の雇用の安定化が推進されるよう、雇用安定措置の実施が義務付けられています。

雇用安定措置を講じるにあたっては、予め派遣労働者から希望する措置の内容を聴取することが義務化されました。【派遣法施行規則第二五条の二】

例えば、当該特定有期雇用派遣労働者等に対し、キャリアコンサルティングや労働契約の締結及び更新、賃金の支払等の機会を利用し、又は電子メールを活用すること等により、希望する措置の内容を聴取すること等が該当します。【取扱要領】

聴取は、労働者派遣の終了の直前ではなく、早期に希望する雇用安定措置の内容について聴取した上で、十分な時間的余裕をもって当該措置に着手しましょう。【派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（以下「派遣元指針」）】

また、聴取に当たっては、予

め、雇用安定措置の内容を示しながら、当該事業所で想定される具体的な措置の内容を説明した上で行うこととし、いずれの措置を希望するかは派遣労働者の意思に委ねられるものであるため、特定の措置を希望するよう示唆しないこと、希望する措置については複数を優先順位とともに聴取しておくことが望ましいです。【取扱要領】

聴取した日時及び内容は、派遣元管理台帳に記録し、三年間保存する必要があります。【派遣法施行規則第三一条】

・特定有期雇用派遣労働者とは

派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について、継続して一年以上の期間派遣労働者として就業する見込みがある有期雇用派遣労働者であって、予定されている派遣期間終了後も引き続き就業することを希望している者をいいます。

・雇用安定措置とは

派遣労働者が、派遣先の同一の組織単位の業務について継続して三年間就業する見込みがあり、当該派遣就業の終了後も継続した就業の希望がある場合は、派遣元は当該労働者に次のいずれかの措置を講ずる必要があります。

① 派遣先への直接雇用の依頼

② 新たな派遣先の提供（能力、経験等に照らし合理的なものに限る）

③ 派遣元での無期雇用

④ その他安定した雇用の継続のために必要な措置（有給の教育訓練、紹介予定派遣など）

(三) インターネットでの情報提供

派遣元は、インターネットの利用その他の適切な方法により、一定事項についての情報提供を行う必要があります。【派遣法施行規則第一八条の二】

情報提供は、原則として、常時インターネットの利用により、広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することとされました。【派遣元指針】

厚生労働省の「人材サービス総合サイト」による情報提供（無料）も可能ですので、自社でホームページを有していない場合は、このようなサイトを活用していくとよいでしょう。

「その他の適切な方法」としては、例えば、事業所への書類の備付けやパンフレットの作成や人材サービス総合サイトの活用等が考えられます。【取扱要領】

・情報提供とは

情報提供を行う内容は、事業所毎の派遣労働者数、派遣先数、マージン率（派遣料金の平均額・派遣労働者の賃金の平均額）、教育訓練、労使協定の締結の有無（労使協定の範囲、有効期間）が該当します。

・マージン率とは

労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合をいいます。

(四) 日雇派遣における労働者派遣契約の解除等の措置

派遣元事業主は、労働者派遣契約の解除がなされた場合、新たな就業先の確保ができない場合には休業等を行い、日雇派遣労働者の雇用の維持、休業手当の支払い等の労働基準法等に基づく責務を果たすべきことが明確化されました。【派遣元指針】

(五) 労働者派遣契約の電磁的記録による作成

労働者派遣契約について、書面によらず、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行うことができます。

なお、電磁的記録により当該書面の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を表示できるようにしなければなりません。【取扱要領】

36協定届が新様式に

今年4月から36協定届の様式が新しくなりました。

変更点は、以下の2点です。

1　押印・署名の廃止

労働基準監督署に届け出る36協定届の押印及び署名が不要となりました。

なお、厚生労働省では、36協定（時間外・休日労働に関し、労使間で締結した協定書）と36協定届（社内で締結した協定内容を、労働基準監督署に届け出る様式）を兼ねる場合は、「労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること」を留意事項として掲げています。

2　チェックボックスの新設

労働者代表についてのチェックボックスが新たに設けられました。36協定の適正な締結に向け、労働者代表の選任にあたって次の事項を確認し、チェックする必要があります。

・管理監督者でないこと
・36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
・使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

なお、4月以降に旧様式で届け出る場合は、新様式に設けられたチェックボックスの内容を余白に追記するか、同内容を記載した別紙を添付して提出します。

また、チェックボックスへのチェックがない場合、形式上の要件に適合する協定届にはなりません。

今回の改正により、36協定届以外の各種様式についても押印・署名の廃止やチェックボックスの新設が行われています（個々の様式により変更内容は異なります）。

詳細は、厚生労働省のホームページや労働基準監督署にてご確認ください。

育児休業中の就労（雇用保険）

育児・介護休業法上の育児休業は、子の養育を行うために、休業期間中の労務提供義務を消滅させる制度であり、休業期間中に就労することは想定されていません。ただし、労使の話し合いにより、子の養育をする必要がない期間に限り一時的・臨時的にその事業主の下で就労することはできます。

育児休業中に就労する場合、雇用保険の育児休業給付金は、就労が月に一〇日（一〇日を超える場合は八〇時間）以下であって、その他の所定要件を満たすときに支給されます。

一方で、恒常的・定期的に就労させる場合は、育児休業をしていることにはならないため、育児休業給付金は支給されないので注意が必要です。

総括表廃止と賞与不支給報告書の新設（日本年金機構）

今年4月より、健康保険・船員保険・厚生年金保険の手続きに関し、次の書類の廃止・新設が行われます。

1　総括表の廃止

デジタルガバメント実行計画等において、国民の利便性の向上につながる行政手続については優先的にオンライン化、添付書類の省略を進めることとされ、電子申請の利用を促進するとともに、添付書類の省略を図る必要があるため、①被保険者月額算定基礎届総括表及び②被保険者賞与支払届総括表が廃止されました。

2　賞与不支給報告書の新設

新規適用事業所の届出等を日本年金機構に提出する際に登録した賞与支払予定月に賞与を支払わなかったときに提出する「賞与不支給報告書」が新設されました。

登録されている賞与支払予定月に変更がある場合は、事業主に対して、変更後の賞与支払予定月の記載が求められます。

今後の個人商店の経営を考える

個人商店の経営をみると、この三〇年間、顧客ニーズが多様化した時代であると言われています。

その中で、消費者意識と商品やサービスに関する情報収集の方法の変化があると指摘されています。

N研究所による意識調査をみると、「とにかく安くて経済的なものを買う」人は二〇〇〇年には五〇％にのぼりましたが、二〇一八年では三四％に低下しています。一方、「多少値段が高くても品質の良いものを買う」は、二〇〇〇年の四〇％から二〇一一年には四四％、「自分のライフスタイルにこだわって商品を選ぶ」は二三％から三二％へ上昇。また「安全性に配慮して商品を買う」も二九％から三六％へと上昇しています。

価格の安さを重視する消費者が減少し、自分にとって大切な物を重視する消費者が増加している変化が読み取れます。

次に、消費者の変化を加速させているのがインターネットやスマートフォンに代表される技術変化です。

総務省の調査では、インターネットにアクセスした経験がある人の割合は、一九九七年には九・二％でしたが、二〇一九年は八九・八％まで上昇。インターネットをより手軽に使えるようにしたスマートフォンの保有率も二〇一九年には八三・四％と急速に普及しています。

これらのことが、より自分に合った商品を求める人の増加を加速化させたのです。

消費者自身が商品・サービスの情報を探しにいくようになってきた時代になっているという認識に立って、大手企業にも「単にIT（情報技術）で合理化して安くて良い商品を作る時代ではない。ITで消費動向を捉えつつ、新たな価値ある商品・サービスを創造する」方向に転換すべきという意見も出始めています。

そのような中、個人商店はどのような対策をとったら良いのでしょうか？

結論からいいますと〝トレンドに振り回されるのではなく、自分の店の価値で顧客を誘引する〟ということになります。以下、順を追って説明しましょう。

一　自分の店の価値を確認・発掘・創造する

個人商店では自分で扱っている商品の価値を発信する以前に自分の扱っている商品の価値を認識していない店もあります。

また、持っていると思っていても強い認識を持っていないのではないかという店を見かけます。

店主、あるいは店を手伝う家族が、商品の価値をどのように認識するのか考えていきましょう。「価値」がある商品といっても消費者にとっていろいろな定義があるのではないかという意見はあります。

しかし、その事はさておいて、私自身の価値は何なのかと、まず考えて下さい。

食品スーパーMの店主は、自身の専門性・独自性より「良い食品」（価値ある商品）を提供したいと考えており、良い食品とは、第一に「食味」、第二に「原料と製造方法」、第三に「添加物や農薬の使用」を挙げます。

第一の食味はおいしさ、第二はその土地柄や風土から生まれるものを大切にする、第三は安全な食品、これら三つの全てが合格点に達しているものと確認して、これを経営理念に店を発展させています。

お店の価値は、扱う商品・サービスに反映されますが、もう一つ、たい焼き店（発掘・創造）の事例を紹介しましょう。

S店（東京S区・お茶屋）は飲食店等を営む事務所が混在する近隣型商店街に位置します。

お店は屋久島で無農薬栽培されたお茶（＝価値がある）を取り扱うも、売上は減少傾向にありました。

そこで、頑張り屋のSさんの奥さんは店内を改装し、一角にたい焼き店を併設しました。そして、このたい焼きの餡は信頼できる専門業者が作ったものを仕入れ、それを入れたたい焼きを販売。売上にそこそこ貢献してはいましたが…。

奥さんは、自分がお茶屋なのでどうしても業者の抹茶餡の味は納得できませんでした。そのため白インゲンを買ってきて、それを焚いて、本業のお茶屋から仕入れてきた京都の抹茶を混ぜ込んだ抹茶餡を作り、当店だけのたい焼きを作りました。本人もびっくりするほどのおいしさに仕上がりました。

二　メッセージを発信する

個人商店がどんなに価値のある商品を置いても、それが顧客に伝わらなければ意味がありません。

従来からのメッセージの伝え方の強力な手段に「POP」があります。

POPは〝ポイント・オブ・パーチェス〟の略で、販売時の手助け的な意味を持ちます。

以前は百貨店勤務をしていたK氏は、次のように話します。

当時の百貨店は専門の揮毫者がいて、売場の出したい情報をきれいに書いていました。しかし、文字量が多いと販売促進の担当者が「見た目が良くないし、文字が多くては誰も読んでくれない」と書き直しを命じていました。

これでは商品の価値が伝わりません。先程の抹茶たい焼きのケースでは、奥さんは前述したことをそのまま分かり易く説明書きし、店内に掲示することにしました。

こんな長い文章では読んでくれないかもしれないと「この抹茶たい焼きは一度食べて頂きたいのです」のタイトルを付けて、そのくだりを書いて掲示したのです。

いままでは三日間で八個しか売れていなかった抹茶たい焼きは、その後の三日間で三五個売れ、一週間後は四五個と販売数を伸ばしていきました。

価値をどう伝えるか、そして多様化する消費者の琴線を動かせるか、このメッセージを発信する重要さは、ご理解いただけると思います。

最後にお店の価値を高めるために役立つ「「お店の価値」引出しインデックス」を掲載いたしますので、ご活用ください。

「お店の価値」引出しインデックス（ある場合は○、ない場合は×をチェック欄に）

		チェック欄
商品・サービス	① お店の一番人気商品・サービス（看板商品）	
	② お店の一押し商品（是非お試し頂きたい）	
	③ 限定商品（1日○○個限定、12～2月冬季限定）	
	④ 季節を意識した商品（走り、旬、名残りなど）	
	⑤ お店のオリジナルメニュー、サービスなど	
専門性・独自性	⑥ 目利きの自信	
	⑦ 技術など、プロとしてこだわっていること	
	⑧ お店の一番のこだわり（自信のあることなど）	
	⑨ 他の同業者に負けないと自負していること	
	⑩ 材料へのこだわり（国産、産地、生産者直送など）	
	⑪ 毎日市場で品物を目利きして仕入れているなど	
コミュニケーション	⑫ 店主、従業員の接客の特徴など（相談等）	
	⑬ 独自のイベント、フェアの実施	
	⑭ プラスαのサービス等（色紙プレゼント）	
	⑮ 店主の趣味など	
物語その他	⑯ お店の歴史（創業○○年、○代目店主）	
	⑰ お店の物語（何故この店を、どんな思いが）	
	⑱ 今までで一番お客様の反応があったPOPなど	

取引慣行の課題

中小企業庁は、昨年６月に「取引適正化に向けた取組の進捗状況」を公表し、従来の親企業と下請け企業の取引関係に問題が生じる、①取引の適正化、②支払条件の改善、③価格決定方法の適正化の３課題に加えて、新たに④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止、を追加して取組を推進することを明らかにしました。

更に、８月には「未来志向型の取組慣行に向けた重点５課題に関する取組の進捗状況」が公表されました。

両発表資料には、「コロナ禍の経済状況を踏まえつつ……推進」との文面があり、新型コロナに伴い一層この問題に取り組まなければならない姿勢が伺えます。

事例が多数紹介されていますので、その中のいくつかを見ていきます。

- 親企業から、ファクタリングサイトを120日から160日に変更したいとの要請があった。
- 値上げ交渉に応じてくれず、単価は据え置かれている。また、保守部品も1,000個、2,000個が前提だった価格で、２個、３個を発注してくる。
- 残業規制が始まった大企業からの仕様書の提供が遅くなった。従来は、仕様書が納期の３カ月前には来ていたが、現在は１～２カ月前となっている。当社では、納期に間に合わせるため残業で対応している。
- 当社が納品している製品を事前のアナウンスもなく、親企業が内製化してしまった。

下請け企業の形態を取っている経営者の方は、これらの問題が難問であることを承知しています。

一方で、経営者としては、親企業が本当に取引先を大事にしているかを見直す、さらに自社の技術等の改革を図る機会として、この危機を乗り越えたいものです。

絶不調への対策

絶不調を乗り越えるためにはいろいろな方法がありますが、大学教授・H氏の方法を紹介します。

一つ目は「何か作業をする」。単純なゲームであれ仕事上のデータいじりであれ、無心に淡々と考えなくてよい何かをする。

二つ目は「怒ること」。TVでも新聞でもよい。政治・社会問題について「何をやっているんだ！」と感情の振り子が振れれば、自分の課題が中断できる。

三つ目は、「解決できない問題をひたすらグルグルと考え続ける」。すると、取り敢えず手掛けてみようということになる。

中小企業経営者は、いつも得意先、従業員等の問題でプレッシャーを受けます。これでは不調な状態、絶不調へと陥る可能性もあります。絶不調を無理に抑え込まないことも、生きる知恵かもしれません。

船長の教え

Ｓ氏は、マグロ漁船の船長の教えを鮮明に覚えています。Ｓ氏は、大学を卒業して半年後、会社の命令で初めて全長20ｍ、漁師９人乗りの漁船に乗りました。

船酔いがひどく、やっと慣れてきたのが１週間後。そして頭の中は、会社批判。やる気が出ずポツンと一人でいることが続いた２週間後。休憩をしていたとき、船長から「お前、今日、目が覚めてから今まで嬉しかったことは幾つある？」と聞かれ、Ｓ氏は、「ウーン、３つくらいですかね」と答えました。

船長は、「お前、起きたとき今日も青い海が見える、身体が起きられた、仲間と働いた‥‥。10くらいはあるだろう」と諭しました。そこで、Ｓ氏は不満ばかりの自分に気が付いたそうです。

物事は、見方や捉え方次第で随分と違ってきます。経営においても同じことが言えるでしょう

新幹線を運行する技術

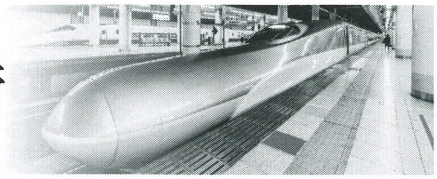

高速・正確・安全

新幹線には、東海道・山陽・東北などフル規格の新幹線（正式には新幹線鉄道）と、秋田・山形などのように在来線を改軌などして利用するミニ新幹線があります。2018年度には、フル規格の新幹線の利用者は1日当たり約120万人でした。これほど多くの人を円滑に移動させるので、新幹線は高速で正確に、かつ安全に運用する必要があります。

東海道新幹線では、定期列車は1日あたり約310本あります。JR東海では車両の数は130編成ほどしかないので、割り当てをしなければいけません。1つの車両編成が1日に使用される行程を表したものを「車両運用表」といいます。車両運用表には、行程だけではなく清掃や検査の予定なども記載されていて、その列車の状況がひと目でわかるようになっています。

車両の検査には、仕業検査・交番検査・台車検査・全般検査があります。仕業検査は、パンタグラフや戸閉め装置などの装置の動作確認をするもので、1～2時間ほどかかります。交番検査は、ディスクブレーキなどの機器カバーを取り外して内部の状態などを確認するもので、半日ほどかかります。台車検査は、台車を車体から取り外し超音波などで内部に傷などがないかを探すもので、10日～半月ほどかかります。全般検査は、車体から機器や装置のほとんどを外して検査するもので、1か月ほどかかります。全般検査の最後には外側を塗装し直します。

ダイヤ

列車の本数は、乗車率をもとに決められています。乗車率が100％に近ければ本数を増やし、逆に低迷していれば運転区間の短縮や停車駅の見直しなどが検討され、ダイヤ改正に反映されます。ただ、新しく開業する場合は乗車率がわからないので、国土交通省が公開している「全国幹線旅客純流動調査」という統計資料や並行する在来線の利用動向などを参考に、本数が決められます。

在来線と異なり新幹線には、多くの臨時列車が運転されています。利用者が最も多い東海道新幹線では、臨時列車が60本ほど設定されており、その運転日はそれぞれ異なっています。そのため、東海道新幹線のダイヤは毎日異なっており、コンピュータシステムによって作成されたダイヤを人が確認をしてから、運用されているそうです。

トラブルが発生してダイヤが乱れたときは、実績をもとに予想されるダイヤを作成し、指令員が確認をしてから変更の指示が出されます。

過密ダイヤを可能に

東海道新幹線が開業した1964年当初の列車の本数は、1日に60本でした。それが2018年には臨時列車を含めると1日平均373本に増え、繁忙期には400本を超える列車が運転されています。これだけの過密ダイヤを可能にしたのは、列車のスピードアップです。

開業当初、東海道新幹線の最高速度は時速210kmでした。それが今では時速285kmにまで速くなっています。さらに、各駅停車の列車にも高性能の車両を投入するようになったのも、過密ダイヤを可能にしています。これは、各駅停車の列車を追い抜く列車だけ速くしても、各駅停車の列車が遅ければ詰まってしまい、結局全体的にスピードダウンしてしまうからです。

東京駅と大宮駅の間では、東北・上越・北陸など多数の列車がひしめき合っています。そこでここでは、東北新幹線と山形新幹線、といったように二つの新幹線を分割・併合させて運転しています。また、上越新幹線は8両編成の車両を連結させて16両として運転され、旅客の多い区間と少ない区間を効率よく運転できるようにしています。

公職選挙法

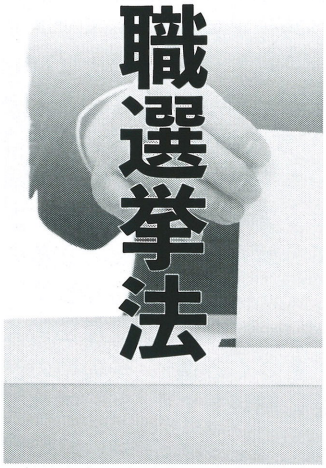

今年10月に衆議院が任期満了を迎えますので、それまでに総選挙が行われます。そこで今回は、公職選挙法について取り上げます。

選挙制度

日本の選挙制度は、①男女の別なく満18歳以上の者に選挙権を認める「選挙平等の原則」、②選挙人は自由な判断で投票し、その秘密は守られる「投票自由の原則」、③選挙の執行は公正・平等に行われる「選挙公正の原則」の3つの原則を柱としています。公職選挙法は、この3つの原則に則り、選挙を公正・公平・適正に行うための基本的な法律です。

公職選挙法の「公職」の種類は、国会議員や地方議員、土地改良区総代、最高裁判所の国民審査などがあります。

選挙の事務を管理執行する機関を、選挙管理委員会といいます。国に中央選挙管理会が、都道府県と市町村にそれぞれ独立した行政機関として選挙管理委員会が置かれています。委員は議会で選挙によって選ばれ、議会の議員や長を兼ねることはできません。また同じ政党や団体に属する人が2人以上占めないこととされています。

立候補

各種の公職に就くためには、その選挙に立候補を届け出ないといけません。立候補には、自らが行う「本人届出」と、他の人が特定の人を推薦する「推薦届出」があります。衆議院小選挙区選挙では政党等が所属する人を届け出る「政党届出」もできます。

また、衆議院と参議院の比例代表選挙では、政党等が名簿を届け出ることで、名簿に記載された人を候補者とすることができます。

立候補の届け出は、所定の文書に戸籍謄本（抄本）などを添えて、その選挙の期日の告示日に、選挙長に届け出る必要があります。郵送での届け出は認められていません。

立候補は、選挙期日までに被選挙権の年齢要件を満たせば誰でもできますが、選挙の管理執行に関わる事務関係者や公務員は、在職のまま候補者になることはできません。

立候補の際には、所定の金額などを供託所に預けなければいけません。供託制度は、当選を争う意思のない人が売名などの目的で立候補することを抑制するための制度です。供託したものは選挙が終われば返却されます。ただし、途中で立候補を辞退した場合や得票数が一定数に達しなかった場合は、没収されます。

選挙運動

自分の支持している人を当選させようとして有権者に働きかけることを、「選挙運動」といいます。選挙運動には様々な制限があります。

選挙運動は、立候補の届け出が受理された時から投票日の前日の午後12時までと決められています。ただし、街頭演説や車上での連呼行為は、その期間の午前8時から午後8時までの間に制限されています。なお、選挙を行うためのポスターや看板の作成、選挙事務所を借りたりすることは、準備行為なので選挙運動には当たりません。

選挙に使用する自動車の種類や乗車人数、葉書の枚数、ビラやポスターなどの大きさや枚数、掲示場所などについても、様々な制限があります。また、インターネットを利用した選挙運動については平成25年に法改正で一部解禁されています。

選挙が終わっても、当選や落選に関して挨拶する目的で戸別訪問することや、当選御礼のハガキや看板を頒布・掲示することは禁止されています。もちろん当選祝賀会やパレードの開催も禁止です。ただ、インターネットで行う挨拶行為や自筆の信書などは認められています。

お酒の強さは遺伝子で決まる

体内にアルコールが取り込まれると、アセトアルデヒド→酢酸→水と二酸化炭素に分解されます。アルコールから分解されたアセトアルデヒドが体内にたまると顔が赤くなったり気分が悪くなったりするので、悪酔いの原因物質といわれています。アセトアルデヒドは、数種類のアセトアルデヒド脱水素酵素（ALDH）によって分解されて無害化します。

筑波大学の原田勝二教授のグループは、ALDHの一種である「ALDH2」をつくる遺伝子の型の違いが、お酒の強さに関係していることを発見しました。

原田教授によると、ALDH2をつくる遺伝子には、分解能力の高いN型と分解能力が低いD型があるそうです。遺伝子は両親から一つずつ受け継ぐので、ALDH2をつくる遺伝子のパターンは、NN型・ND型・DD型の3つのパターンがあります。NN型は“酒豪タイプ”、ND型は“そこそこ飲めるタイプ”、DD型は体質的に“アルコールを受け付けないタイプ”です。同量のアルコールを飲んだ後の体内から検出されるアセトアルデヒドの量を計測すると、ND型の人はNN型の人の5倍も残っていました。このことからND型の方がアセトアルデヒドの分解に時間がかかることがわかりました。ND型の人は肝臓などの臓器がアセトアルデヒドの毒素にさらされている時間が長くなるので、飲み方に気を付ける必要があります。

原田教授は、都道府県別にALDH2遺伝子の型の割合を調べています。これによると、酒豪タイプの遺伝子が多くみられたのは、秋田や岩手などの北海道・東北地方と、高知や鹿児島などの四国・九州地方、沖縄でした。逆に最も少ないのは、三重県と愛知県でした。また、東京は全体の平均値でしたが、これは人の出入りが激しいので様々な遺伝子が混じり合ったためと、原田教授は分析しています。

生物季節観測

気象庁では、一九五三年から植物の開花や動物の初鳴きなどについて、季節の遅れや進み、気候の違いや変化を的確に捉えることを目的に全国で統一した方法で観測をしてきました。

昨年までは、植物については三四種目・四一現象が、動物については二三種目・二四現象が観測されていました。これが今年からは、さくらの開花・満開、かえでの紅葉・落葉など植物について六種目・九現象に絞られ、動物については全面的に廃止されました。

近年、生物の生態環境に変化がみられ、植物については適切な場所に標本木を確保することが難しくなり、また動物については対象を見つけることが困難になっていることが、廃止の理由のようです。ただ、観測方法を定めた指針が気象庁のホームページで公開されています。

クオリティオブライフ

Quality Of Life（QOL）は、生活や生命の質という意味があります。平均寿命が世界でトップレベルの日本ですが、最近ではQOLを考慮した「健康寿命」を重視する考え方が広まっています。

健康寿命を延伸させるために、運動や食生活などを改善する「スマート・ライフ・プロジェクト」という取り組みも行われています。

QOLを重視する考え方は、医療現場にもみられるようです。

例えば、がん治療の現場では、治療効果が高く副作用も大きい治療法よりも、治療効果はあまり高くなくても副作用が少なく体に優しい治療法を選ぶことがQOLを重視した考え方につながっています。

一方、中小企業や個人事業主については、健康寿命についての意識や行動が二の次になりやすいという問題が指摘されています。